

7. 行政の実施主体

～検討資料～

検討項目(案)

(1) 障害児施設についての実施主体

- ・ 現在、障害児施設の支給決定は都道府県（指定都市、児童相談所設置市）が行っているが、実施主体についてどのように考えるか。
 - ※ 通所、入所（措置）、入所（契約）それぞれについて、どのように考えるか。
 - ※ 一般施策や障害者施策との並びを考えれば市町村の関与が強い方が望ましいと考えられる。他方、障害児施設は数が少なく広域調整が必要なこと、専門的な判断の面等を考えれば都道府県の関与が必要と考えられるが、どのように考えるか。
 - ※ 更に、現在、児童養護施設への措置は都道府県が行っており、虐待等の場合でかつ障害児の場合の措置の判断について、一元的に行われるためには、どのように考えるか。

(2) 措置と契約について

- ・ 現在、障害児施設については、契約による利用を基本としつつ、虐待や養育拒否の場合等には措置によることとされているが、「措置」と「契約」について、どのように考えるか。
- ・ 措置による場合と契約による場合の判断について、各自治体により差が生じているという指摘があり、更なる明確化が必要ではないか。